

	硬 度	引張強さ kg/mm ² (A)	降 伏 点 kg/mm ² (B)	(B)/(A) %
普通炭素鋼レール	250HB	85	60	70
ソルバイトレール	350HB	130	117	90

ソルバイトレールは熱処理することによりレール鋼の組織変化を行ったものであるが、一方鋼塊の冷却速度を加減することにより組織の安定をねらったレールがある。CCレール (control cooling rail) または徐冷レールと称されるもので、硬頭レールとは異なるが鋼が熱により組織の変化する過程を利用して、強靱なレールを製作するのを目的としている。すなわちレール鋼材を空冷すると (1) 鋼材内各点の温度変化が、時間的にずれることによって内部に熱応力を生ずる (2) 鋼材温度の低下に伴ないガスが析出する (3) 高温で変態を完了しなかった部分が、低温で変態するため熱応力を生ずる。これらにより生ずる内部きずを防止するため冷却速度を加減して徐冷し、空冷による悪影響を除いてある。

その作業はサンドバーグ (Sandberg) 法、マッキイ (Mackie) 法等種々あるが、最近わが国で行った方法としては、540～350°C まで通常通りの冷却を行ってから、つぎに絶縁された容器内に入れ、レールのもっている熱を利用して 150°C まで徐冷し、つぎにホットベットの取出して空冷することが行われた。→レール。(沢田謙二)

こうとうちたん 港頭貯炭 積出港における石炭で商機を待っているものをいう。

貯炭は他の商品の在庫に相当するものであって、その所在する場所によって山元貯炭、港頭貯炭、市場貯炭、工場貯炭等に分けられる。その中で港頭貯炭は積出港にある貯炭のみをいい、石炭を荷揚げする港にある貯炭は港頭貯炭とはいわない。また海岸炭坑の坑所貯炭は、場所的には積出港にあるが、港頭貯炭ではなく、山元貯炭である。(加藤礼三)

こうとくせん 高德線 高德本線とこれから分岐する鍛冶屋原線および鳴門線との総称。線名は両端地高松、徳島両市の頭文字をとった。(森 梯寿)

こうとくほんせん 高德本線 高松駅から瀬戸内海にそって志度、板野、池谷の各駅を経て徳島本線佐古駅に至る 73.1km の線。高德線に属し線路等級は丙線である。

大正 14・8 高松・志度間開通、高德線と呼称、昭和 3・4 引田まで開通。また昭和 8・7 阿波鉄道株式会社所属の板西・佐古間を買収、昭和 10・3 引田・板西 (現在の板野) 間の開通と同時に高松・佐古間を高徳本線と改めたものである。(森 梯寿)

こうない 構内 (英) yard 国鉄では停車場構内のことを略して構内といい、これには 2 つの意味がある。1 つは広い意味で停車場用地内をいう。たとえば構内営業というのはこの意味である。他方は狭い意味で、列車の発着、または列車の分解・組成・組替・車両の入換等、列車の運転に関する業務を行うために設けられた一定の地域をいう。後者の場合には停車場区域域内の本線、側線、ハンズ、信号扱所、従事員詰所等と、その付近の土地を指す。ホームはこの意味では構内の境界にあるが、ここでも列車の運転を取扱うという意味で、構内の一部と考えてよい。(山岸勘六)

こうないうんそう 構内運送 駅の構内において貨物を運送することをいう。駅の構内に隣接する会社または工場あるいは材料置場、砂利採取場等の相互間に貨物を運送するもので異例取扱の一種である。構内運送の運賃は運賃計算キロ程を 5km として計算する。構内運送貨物を貨主が手押し (貨主の動力車を含む) で運送するときは運賃は 5 割減とする。この貨物の運

賃の最低額は 1 口につき 1,300 円である。(中尾福三)

こうないうんてん 構内運転 (英) operation in yard 停車場内で定例の入換を行う場合、操車掛の誘導を受けずに車両を運転するときの運転方式をいう。車両入換の場合は操車掛の作業計画によって動かなければならないので、誘導を受けなければ機関士は運転することができないが、構内運転の場合は機関士が入換信号機の信号の指示にしたがって独立して運転するものである。現在貨物運送のみをなす区間が 1 停車場間である場合は、鉄道管理局長が指定して列車を構内運転の方式によって運転することができることになっている。(三和達忠)

こうないえいぎょう 構内営業 国鉄の駅構内、列車内または鉄道連絡船内において、旅客・公衆を対象として営む営業で、これを業種により大別すると、構内旅客営業、構内公衆営業、構内旅客運送営業および列車食堂営業の 4 種となるが、さらにこれを分類すれば、

1 構内旅客営業

(1) 立売営業 駅乗降場において、物品の立売販売を行う [駅構内立売営業] および列車または鉄道連絡船内において、物品の立売販売を行う [車船内立売営業]

(2) 手回り品運搬営業 駅構内において、旅客の依頼する手回り品を運搬する営業

(3) くつみがき営業 駅構内に設備を設けて、くつみがきおよびくつの小修繕を行う営業

(4) 出店業 駅構内または鉄道連絡船内に 15m² 以内の店舗または置台を設けて、旅客に物品の販売をし、または簡単な飲食をさせる営業

(5) 携帯品一時預り営業 駅構内に店舗を設けて、旅客の依頼する物品を一定期間保管することを業とするもの。

(6) 店舗営業 駅構内または鉄道連絡船内に 15m² をこえる店舗を設けて、物品の販売を行う営業・旅客に飲食を提供する営業または理容・浴場業等これに類するサービスを提供する営業

(7) 雑営業 駅構内、列車内または鉄道連絡船内において営む営業で、前各号に掲げる以外のもの。たとえば両替業、貸いす業、メッセンジャー等

2 構内公衆営業 駅構内において、旅客および公衆を対象として営む営業であるが、これは主として * 民衆駅内における営業またはこれに類する営業で、国鉄が旅客接遇上常時指導・監督する必要があると認めるものにきざられ、その営業種目にはつぎのようなものがある。

(1) 店舗営業 駅構内に一定の店舗または営利事業のための事務室を設けて行う営業

(2) 貸室営業 駅構内に店舗・事務室等としての施設を設けて、これを他に賃貸することを業とするもの。

(3) 雑営業 前各号のいずれにも属さない営業

3 構内旅客運送営業 駅構内に自動車その他の乗物を常時乗り入れし、旅客または公衆を運送する営業をいい、これに属するものには、つぎのようなものがある。

(1) 自動車営業 タクシー営業および乗合自動車営業

(2) 馬車 (馬そりを含む) 営業

(3) 人力車 (そりを含む) 営業

(4) 厚生車営業

4 列車食堂営業

以上のとおりとなっているが、これらに関する出願、承認、指導監督、構内営業料金徴収等については、すべて昭和 29・7 日本国有鉄道公示第 172 号によって制定された、日本国有鉄道構